

**研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)
に基づく体制整備等の実施状況について(分析結果報告)**

平成24年9月

**文部科学省研究振興局
振興企画課競争的資金調整室**

目 次

第1章 平成23年度の分析結果について	
1. 目的	1
2. 分析方法等	
(1)体制整備等自己評価チェックリスト	1
(2)現地調査	3
第2章 チェックリストの分析結果	
1. チェックリスト分析結果の概要	4
2. 中項目の個別分析結果	5
[大項目1. 関係者の意識向上に関する事項]	
中項目①不正問題の研究者への周知	6
②事務職員の効率的研究遂行への支援	7
③研究者と事務職員の相互理解の促進	8
④管理・監査体制の把握と改善点等の指示	9
[大項目2. 適正な運営・管理の基盤となる環境に関する事項]	
中項目①告発・通報を受ける体制の整備	10
②使用ルール等の相談体制の整備	11
③使用ルール等の周知と浸透度の把握	12
④職務権限(責任範囲)の明確化と適切な見直し	13
[大項目3. 不正発生要因の把握に関する事項]	
中項目①問題把握と情報共有	14
②要因・背景の把握と対策の措置	15
③予算執行の把握・検証	16
④調達における取引のチェック	17
[大項目4. 不正防止対策に関する事項]	
中項目①問題に対する機関としての対策の措置	18
②検収業務の適切な機能	19
③発注業務の適切な機能	20
④旅費、謝金、人件費の検証	21
[大項目5. 研究費のモニタリングに関する事項]	
中項目①関係部署との連携によるモニタリングの実施	22
②モニタリング情報の機関内への伝達	23
③リスクの除去に向けた実効性ある内部監査の実施	24
④内部監査の問題点に対する対策の措置	25
3. 現地調査における所見	26
第3章 今後、取り組むべき課題と期待される取組	29
1. 取り組むべき課題	30
2. 期待される取組(当面、重点的に取り組むべき事項例)	30
参考資料1 ガイドラインの対象となる研究資金制度一覧(平成23年度)	
2 平成19年度～平成23年度に返還命令を行った事例(平成24年3月31日)	
3 体制整備等自己評価チェックリスト 用語解説	

第1章 平成23年度の分析結果について

1. 目的

文部科学省では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）（以下、「ガイドライン」という。）第7節に基づき、ガイドラインを踏まえた機関における不正防止の体制整備等の実施状況に関する報告書（以下、「報告書」という。）の提出を機関に求めた。

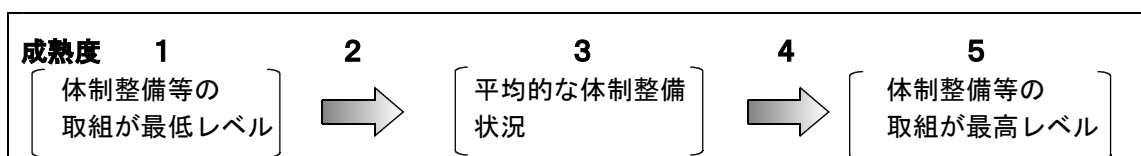
各機関から提出された報告書に基づき、数値による分析を行うとともに、報告書の書面のみでは確認できない体制整備等の実態把握のため、別途サンプリングにより実施した現地調査で補完する形で併せて分析を加え、①各機関にフィードバックすることにより、今後の各機関における不正防止の適切な体制整備等に関する取組の充実に資すること、②広く社会に公表することにより、公的研究費及びその適正な管理に関する取組状況について、広く国民の理解を得られるよう支援・促進していくことを目的とし、各機関のガイドラインへの対応状況を含めた分析結果として取りまとめ、ここに報告するものである。

2. 分析方法等

(1) 体制整備等自己評価チェックリスト

文部科学省では、従来の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の取組状況整理票」（以下、「実施状況報告書等」という。）に代わり、平成22年12月に「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を導入したところである。

チェックリストは、ガイドラインの第1節から第6節を、「1. 関係者の意識向上に関する事項」、「2. 適正な運営・管理の基盤となる環境に関する事項」、「3. 不正発生要因の把握に関する事項」、「4. 不正防止対策に関する事項」、及び「5. 研究費のモニタリングに関する事項」の5つの大項目として整理している。5つの大項目は、不正防止のための体制を有効に機能させる取組として①から④までの4つの中項目に分類され、全20の中項目で構成されている。また、自機関の現状が自己評価できるように、それぞれの中項目に以下の5段階の成熟度（評価項目）を設け、分析に当たっては、各機関が行った自己評価の評点結果に基づき、集計・分析を実施している。



平成22年度は、試行的に導入し、従前の様式における実施状況報告書等を提出した機関からも任意に提出を求めた。平成23年度からは、本格実施とし、チェックリストの提出を義務化している。このような経緯により、平成23年11月の集計時までのチェックリスト提出機関数は、下表I「研究機関種別チェックリスト提出状況」のとおり、平成22年度の1,262機関から629機関増加し、1,891機関となっている。

■表Ⅰ 研究機関種別チェックリスト提出状況

研究機関種別	平成23年度		平成22年度	
	提出機関数	提出機関総数に占める割合(%)	提出機関数	提出機関総数に占める割合(%)
国立大学	86	4.5	84	6.7
公立大学	82	4.3	68	5.4
私立大学	605	32.0	486	38.5
短期大学	281	14.9	199	15.8
高等専門学校	55	2.9	54	4.3
大学共同利用機関法人	21	1.1	20	1.6
国・都道府県の研究所	134	7.1	67	5.3
独立行政法人	90	4.8	71	5.6
民間企業	392	20.7	99	7.8
財団法人・社団法人	133	7.0	85	6.7
その他	12	0.6	29	2.3
合計	1,891	100.0	1,262	100.0

※四捨五入の関係上、合計と内訳が一致しない場合がある。

今回の分析結果報告においては、このように提出機関数が大きく異なるため、平成22年度の評点も参考値として記載しているが、平成23年度の評点と相対的に比較することを意図したものではない。

また、ガイドラインは、その性格や規模の大きく異なる多様な研究機関に対し、一律の基準を強制しているものではない。下表Ⅱ「人員規模別チェックリスト提出状況」のとおり、チェックリスト提出機関のうち、全職員数50人未満の比較的小規模な機関が、平成23年度で515機関[27.2%]を占めている。後段の「第2章2. 中項目の個別分析結果」の記述でも述べているとおり、これらの比較的小規模な機関においては、特に体制整備の面で、人的リソースの制約等からガイドラインに掲げる項目を実施することが困難である場合、各機関の特性に応じて、代替する創意工夫ある取組が措置されていれば足りる。この場合、これらの取組が必ずしもチェックリストの高い評点に位置付けられていないことを各中項目の成熟度毎に示す取組の分布を考察する上で考慮しなければならない。

■表Ⅱ 人員規模別チェックリスト提出状況

人員規模別	平成23年度		平成22年度	
	提出機関数	提出機関総数に占める割合(%)	提出機関数	提出機関総数に占める割合(%)
10人未満	89	4.7	26	2.1
10人以上～50人未満	426	22.5	257	20.4
50人以上～100人未満	391	20.7	258	20.4
100人以上～500人未満	657	34.7	492	39.0
500人以上	328	17.4	229	18.1
合計	1,891	100.0	1,262	100.0

※人員規模は、全職員数[研究者 + 事務職員数]

(2) 現地調査

平成23年度の現地調査は、6月～12月に提出されたチェックリストの評点の高かった機関及び低かった機関を中心に、61機関について実施した。研究機関種別の実施数及び抽出率は、表Ⅲのとおりである。

現地調査では、経理事務担当者、内部監査担当者や研究支援担当者を中心にヒアリング等により実態把握を行った。

- 提出されたチェックリストに基づき、全20の中項目について、その評点と判断した理由や、それ以上に高い評点を付けられなかった理由について確認。

- ガイドラインに基づき、取り組んでいる管理・監査に関する体制整備等が、研究費の不正発生リスクの低減に繋がるよう整備しているか、その体制は機能し適正に運用されているか等、取組状況を確認。具体的には以下のとおり。

- ・ いわゆる「預け金」等の不正を防止するよう、発注及び検収における体制整備及びその運用状況の確認。
- ・ リスクを見据えた実効性のある内部監査及び日常業務におけるモニタリング（予算執行状況、謝金・人件費における勤務実態、旅費における出張事実・内容を含む）の実施・報告状況の確認。
- ・ 文部科学省等からの通知を含め、研究費の不正防止に関する機関の取組や規程・ルールなど、研究者及び関係者への周知とその浸透度の把握状況の確認。

■表Ⅲ 研究機関種別の現地調査実施状況

研究機関種別	実施機関数	抽出率(%)
国立大学	10	11.6
公立大学	14	17.1
私立大学	27	4.5
短期大学	4	1.4
高等専門学校	1	1.8
国・都道府県の研究所	3	2.2
独立行政法人	1	1.1
民間企業	1	0.3
合計	61	3.2

※抽出率は、研究機関種毎の全機関数から現地調査を実施した機関数の割合を示す。

第2章 チェックリストの分析結果

1. チェックリスト分析結果の概要

○全ての平均値	3.03[3.02]
○大項目毎、中項目毎の平均値	
1. 関係者の意識向上に関する事項	3.04[3.00]
中項目:①不正問題の研究者への周知	2.91[2.87]
②事務職員の効率的研究遂行への支援	3.17[3.20]
③研究者と事務職員の相互理解の促進	2.68[2.58]
④管理・監査体制の把握と改善点等の指示	3.41[3.35]
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境に関する事項	2.91[2.95]
中項目:①告発・通報を受ける体制の整備	3.08[3.13]
②使用ルール等の相談体制の整備	3.13[3.19]
③使用ルール等の周知と浸透度の把握	2.56[2.60]
④職務権限(責任範囲)の明確化と適切な見直し	2.87[2.89]
3. 不正発生要因の把握に関する事項	2.96[2.94]
中項目:①問題把握と情報共有	2.63[2.57]
②要因・背景の把握と対策の措置	2.46[2.41]
③予算執行の把握・検証	3.53[3.55]
④調達における取引のチェック	3.22[3.21]
4. 不正防止対策に関する事項	3.10[3.09]
中項目:①問題に対する機関としての対策の措置	3.02[3.01]
②検収業務の適切な機能	3.50[3.61]
③発注業務の適切な機能	2.79[2.70]
④旅費、謝金、人件費の検証	3.08[3.03]
5. 研究費のモニタリングに関する事項	3.12[3.12]
中項目:①関係部署との連携によるモニタリングの実施	3.33[3.31]
②モニタリング情報の機関内への伝達	3.00[3.00]
③リスクの除去に向けた実効性ある内部監査の実施	2.94[3.04]
④内部監査の問題点に対する対策の措置	3.21[3.14]

※1)[]内は、平成22年度の評点。

【評価項目全体を通じた所見】

評価項目の評点結果を通じて、各研究機関における管理・監査体制に関する取組のうち、「概ね定着化・進展が見られる取組」及び「今後、更なる充実・発展を期待する取組」に大別し、主な取組を挙げると、以下のような取組が見られた。

なお、これらの取組は、各中項目の成熟度毎に示す段階的な取組の分布を考慮して抽出しているため、必ずしも評点の高低とは一致しない。

■概ね定着化・進展が見られる取組

- 1-④ 競争的資金等の運営・管理に関わる者及びその責任と権限の明確化
- 4-④ 旅費、謝金、人件費の实在確認、具体的要因の検証
- 5-① 組織的モニタリング体制の整備
- 5-④ 内部監査結果の機関内での情報伝達を確保する体制の整備

■今後、更なる充実・発展を期待する取組

- 1-① 研究不正の問題の研究者への説明会等による周知
- 2-③ 使用ルール等の周知と浸透度の把握
- 3-① 研究現場における研究費使用の問題点の把握と研究者・事務職員間での情報共有
- 3-② 不正発生の要因の把握による対策の実施(アクションプランの策定)
- 4-③ 発注業務の定期的なモニタリングと対策の措置
- 5-③ 実効性ある内部監査の定期的な実施

※2)文頭の枝番号は、対応する大項目・中項目を示す。

2. 中項目の個別分析結果

各中項目の評価項目毎に、機関数及びその全体に占める割合を算出するとともに、評価結果を分析した。また、現地調査でのヒアリングにより機関から聞き取った内容についても、併せて記載している。

チェックリストの1. から5. における中項目の個別分析結果は、以下のとおりである。

なお、各中項目の「成熟度の評価結果」及び「現地調査を実施した機関の評価」欄に、実際の事例等を踏まえつつ、今後望まれる取組等を記載しているが、これらの取組については、多様な機関の形態・規模や特性に応じて、それらに即した創意工夫ある、より実効性の高い取組として検討・実施されることを期待する。

【大項目1. 関係者の意識向上に関する事項】

中項目① 研究費不正の問題は、機関全体、さらには広く研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすものであることを、研究者に認識させるための取組を行っていますか。

趣旨

競争的資金等は国民の税金を原資としており、適正な執行が求められることから、執行に当たってはルールに従わなければならないことを研究者は認識することが重要である。また、一研究者の研究費の不正使用の問題により、当該機関及び研究活動に携わる全ての者に対し疑念を持たれかねない。このことについて、全ての研究者が認識を共有するよう、機関として取り組むことが重要である。

成熟度	評価項目	機関数	割合
1	研究費不正が機関に影響を及ぼすことについて、研究者に注意喚起をしている。	145	7.7%
2	研究費不正に関する情報収集に努め、研究者に周知させている。	405	21.4%
3	研究費不正の重大さについてわかりやすく整理し、研究者に説明会等により周知させている。	992	52.5%
4	研究費不正の重大さを研究者が理解しているか確認し、理解度が不十分な場合には、その向上のための取組を行っている。	167	8.8%
5	「4」の取組によって、機関に所属する全ての研究者が、研究費不正の重大さについて認識を共有している。	180	9.5%

◆全機関の平均値 2.91(2.87)

◆成熟度の評価結果

- ・半数以上の機関が成熟度3「説明会等により周知」となっている。また、成熟度3以上の取組が70.8%を占めており、取組の充実が図られつつあるが、一方で、成熟度1・2の「注意喚起」・「周知」のみの取組に留まっている機関の割合が、依然として約30%程度を占めており、これらの機関の更なる取組の充実が望まれる。
- ・関係者の意識向上を図るためには、定期的に説明会等を開催することが有効であり、その際、最高管理責任者や統括管理責任者のリーダーシップの下、行動規範や具体的な事例（処分内容を含む）等を構成員に徹底して伝達することが望まれる。
- ・また、説明会等には、原則、研究者本人の出席を義務付けるなど、実効性のある取組を取り入れることや、別地に対しては、e-learningの活用や業務の都合でやむを得ず出席できない者に対しては、資料提供やビデオ配信などのきめ細かい工夫とともに、既存の設備等を効果的に活用しつつ、実効性を高めるための取組が求められる。

◆現地調査を実施した機関の評価

- ・多くの機関では、研究費不正に関する情報を収集して整理し、機関内の説明会で説明を行い、研究者に周知していた。また、小規模な機関にあつては、説明会という形ではなく、個々の研究者に直接説明しているケースもあった。
- ・成熟度4の理解度の確認について、アンケート等により理解度の確認を行っている機関は多くなかった。また、アンケートを実施したものの、回答を回収したのみであり、結果を基に理解度向上のための対策を講じるといった取組は取られていない機関もあった。
- ・説明会等の効果を検証する上で、定期的（2～3年に1回程度）に全職員を対象に浸透度を測るためのアンケート調査を行い、説明会等の内容・方法にフィードバックするなどの取組が求められる。

[大項目1. 関係者の意識向上に関する事項]

中項目② 事務職員は公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を支援する立場にあると認識させるための取組を機関として行っていますか。

趣旨

事務職員においては、関係法令やルール、関係制度を良く理解し、専門性の向上に努めることが求められる。研究費の管理に当たっても、事務職員は適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を支援する立場にある。機関は、事務職員にこの認識を浸透させることが重要である。

成熟度	評価項目	機関数	割合
1	研究現場で行われる研究費執行の事務処理は、研究者又は研究室の秘書等に任せている。	109	5.8%
2	研究現場で行われる研究費執行の事務処理についてマニュアルが作成され、特に留意する点を含めて説明会等により周知させている。	607	32.1%
3	「2」に加え、事務部門が、非効率な研究費執行に係る情報を集約している。	406	21.5%
4	「3」に基づき、事務部門が、具体的な対策を研究現場に指示している。	390	20.6%
5	「4」の取組の結果、事務部門及び研究室の秘書等が、効率的な研究費執行に向けた取組を日常的に行っている。	377	20.0%

◆全機関の平均値 3.17(3.20)

◆成熟度の評価結果

- ・成熟度2「マニュアルの作成、周知」以上の取組が94.2%以上を占めており、事務職員の資質向上に向けた取組が定着しつつある。
- ・さらに、上記の取組を基盤とし、成熟度3「情報の集約」・4「情報に基づき、指示」・5「情報に基づき、日常的に指示」が、そのうち、約60%程度を占めており、効率的な研究遂行に向けた事務的支援の取組に進展しつつある状況が窺える。
- ・特に、国立大学では、財務会計システムの導入が進んでおり、情報の迅速な把握が比較的容易に行える環境が整備されている。他の機関においても、機関の規模や特性を踏まえ、これらのシステムを参考としつつ、今後、効率的な研究支援のための環境整備の充実にに向けた検討が望まれる。

◆現地調査を実施した機関の評価

- ・多くの機関で、事務処理のマニュアルが作成され、説明会等で周知が図られていたが、一部の小規模な機関では、研究者数が少ないため、マニュアルを作成していない状況も見られた。
- ・研究者毎の予算の執行状況については、事務局が確認し、執行状況のよくない研究者に注意喚起している機関も多く見受けられたが、一部の機関では、事務局が執行状況を確認するものの、注意喚起は行っていないという状況も見られた。
- ・日常的に効率的な研究費執行に向けた取組を行うためには、経理部門の負担も考慮し、例えば、大型プロジェクトや一定のプロジェクト毎に、間接経費等を効果的に活用してプロジェクト管理に関する専門性を有する研究支援者を配置するなどの取組も効果的である。こうした取組は、研究者の研究環境・研究支援体制の充実・効率的な研究遂行に資するのみならず、研究費不正を未然に防ぐための措置としての相乗効果も期待できる。

【大項目1. 関係者の意識向上に関する事項】

中項目③ 部局責任者等は、研究者と事務職員の相互理解の促進に努めていますか。

趣 旨

研究者と事務職員が日常的な意思疎通を行うことにより、研究費を執行する上での問題点について相談しやすくなったり、研究者の状況を把握出来たりするなど、研究費の不正使用の発生を未然に防ぐことが期待できる。また、研究者と事務職員の相互理解によって、より実効性のある不正防止対策を策定することが出来る。このため、部局責任者等が研究者と事務職員の相互理解に努めることが重要である。

成熟度	評 価 項 目	機関数	割 合
1	部局等において、研究者が事務職員に相談しやすい環境づくりに努めている。	217	11.5%
2	研究者からの相談内容及び回答を、部局等の全ての研究者及び事務職員に必要なに応じて周知させている。	876	46.4%
3	当該部局において研究現場の問題点を話し合う場を定期的で開催し、研究者及び事務職員の双方が出席して相互理解に努めている。	366	19.4%
4	「3」に加え、当該部局において研究費不正の要因把握やその防止対策の検討を行っている。	151	8.0%
5	「4」に加え、当該部局において、研究者と事務職員が、それぞれの立場や意識を正確に理解し、問題点があった場合には改善に向けた取組を行う体制となっている。	279	14.8%

◆全機関の平均値 2.68(2.58)

◆成熟度の評価結果

・成熟度2「相談内容・回答を全ての教職員に必要なに応じて周知」以上の取組が88.6%を占めており、全ての中項目を通じた「全機関の平均値」においても、昨年度の平均値と比較して最も数値が増加している。この結果から、ガイドラインにおける体制整備等を通じて、各機関における研究者と事務職員のコミュニケーションの円滑化・協働体制の構築に向けた取組が着実に進展しつつある状況が窺える。

◆現地調査を実施した機関の評価

・成熟度2を達成している機関では、研究者から質問を受ける頻度が高い内容について、Q&Aを作成し、マニュアルや説明会資料として配付している機関が多かった。

・一方で、研究現場の問題点を話し合う場を定期的で開催している機関は多くなかった。話し合う場を設けている機関の例としては、不正防止のための専門の委員会を設置して話し合いを行っていたり、部局内の教職員会議や教授会で議題として取り上げ話し合いを行っているといった取組があった。

・研究費の効率的な運用・管理を円滑に行うためには、研究者・事務職員が双方の意識や立場をコミュニケーションを通じてより深く理解した上で、課題を共有し、実効性のあるルール・体制を整備していくことが必要不可欠である。このため、機関の研究推進・支援策等を検討する恒常的な委員会（例えば、研究推進委員会等）において、研究費の運用・管理に関する事項についても併せて検討するなど、既存の機関の委員会組織を効果的に活用することにより、課題の共有に留まらず、改善に向けた方策を機関として不断に検討・実施していくことが、今後の組織的取組として求められる。

・また、その際、より実効性の高いルールや体制を整備する観点から、研究プロジェクトリーダー等の豊富な経験を有するシニア研究者や外部有識者等から幅広くアドバイスを受けることも有効と思われる。

【大項目1. 関係者の意識向上に関する事項】

中項目④ 最高管理責任者は、管理・監査体制の全般を把握し、改善点等を適切に指示していますか。

趣 旨

機関が競争的資金等の管理を行うに当たり、最高管理責任者は、ガイドラインにあるように「研究費の不正な使用が行われる可能性が常にある」ことを認識して管理・監査体制を把握した上で、責任者として適切にリーダーシップを発揮して予防や改善することが重要である。

成熟度	評 価 項 目	機関数	割 合
1	最高管理責任者は、機関の不正防止に向けた取組を理解している。	55	2.9%
2	「1」に加え、機関全体の管理・監査体制について、責任体系を明確にした上で、権限委任した下位の管理者に任せている。	428	22.7%
3	最高管理責任者は、機関の不正防止に向けた取組が適正に運用されているか把握している。	551	29.2%
4	「3」に加え、最高管理責任者は、機関全体の管理・監査体制の運用状況をもとに、改善点の指示を行うこととなっている。	398	21.1%
5	「4」に加え、最高管理責任者は、社会の環境変化を適時に認識し、適切に対応している。	457	24.2%

◆全機関の平均値 3.41(3.35)

◆成熟度の評価結果

- ・成熟度1「取組を理解している」がわずかであり、「機関内の責任体制の明確化」を前提とした成熟度2以上の取組が97.1%を占めており、競争的資金等の運営・管理に関わる者及びその責任と権限の明確化については、概ね全ての機関で対応されている。
- ・一方で、成熟度4「運用の状況を把握し、改善点の指示を行っている」以上の取組を行っている機関は、45.3%と約半数に留まっており、今後、機関全体を統括し、運営・管理についての最終責任を負う最高管理責任者のリーダーシップにより、管理・監査体制の改善・充実を図るための組織的なシステムづくりへの発展が期待される。

◆現地調査を実施した機関の評価

- ・成熟度が3以上と評価した機関では、最高管理責任者に内部監査の結果や、機関ルールの改正等の状況を報告している機関が多かった。
- ・成熟度3に至っていないと評価した機関の中には、内部監査の結果や機関内ルールの改正状況等の不正防止に向けた取組の運用状況が、統括管理責任者など、下位の責任者までしか報告されていないケースが見られた。
- ・機関として研究費の管理・監査体制を構築する上で、最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮することが重要である。そのためには、管理・監査体制の運用状況を把握し、適時社会の環境変化を認識しつつ、各責任者がその責任と権限を果たせるような環境・体制の整備に努めることが求められる。

[大項目2. 適正な運営・管理の基盤となる環境に関する事項]

中項目① 研究費の不正使用に関するの告発・通報を受け付けることの出来る体制等が構築されていますか。

趣旨

不正等の問題を機関の職員等が通報した場合、機関は通報者に十分配慮した上で、迅速に対応出来るよう体制を構築することが必要である。また、事実確認のための調査の実施過程では、外部有識者を加えるなど透明性を高めることも重要である。

成熟度	評価項目	機関数	割合
1	研究費の不正使用に関するの告発・通報を、既存の部署が個別に受け付けている。	111	5.9%
2	研究費の不正使用に関するの告発・通報を受け付ける窓口を設置している。	336	17.8%
3	研究費の不正使用に関するの告発・通報ができる体制を構築し、機関内に周知させている。	955	50.6%
4	研究費の不正使用に関するの告発・通報について、処分や開示方法について機関としての統一した対応方針及び体制があり、職員が適切に対応できるよう研修等を行っている。	259	13.7%
5	研究費の不正使用に関するの告発・通報を受けた場合に、当該研究機関の役職員以外の第三者をいれた検証を行う体制となっている。	228	12.1%

◆全機関の平均値 3.08(3.13)

◆成熟度の評価結果

・半数以上を成熟度3「体制を構築し、周知させている」が占める結果となっており、さらに、競争的資金等の運営・管理を適切に行うための重要な前提条件となる成熟度2「受け付け窓口の設置」以上の取組が94.1%を占めており、概ね全ての機関で体制が整備されている状況が窺える。

◆現地調査を実施した機関の評価

・ほとんどの機関が、事務局に告発・通報を受け付ける窓口を設置していた。この窓口についての機関内への周知方法としては、機関のホームページへの掲載や、機関内説明会の資料への記載等によって行っている機関が多かった。

・成熟度4と評価している機関では、処分や開示方法等の統一的な対応方針及び体制は整備されているが、職員に対する研修等の実施の面では、担当係内における勉強会のテーマの1つとして取り上げるなどの小規模な取組に留まっているケースが多かった。

・機関内外からの不正に係る情報を適切に受け付けるため、機関において告発・通報窓口を設置しておくことが必要である。また、設置の後は、その存在を周知させることが重要である。周知に当たっては、機関内部のみならず、取引業者等に対しても周知するとともに、その際、通報者の保護や通報に基づき実施する措置の内容・手続きなども公表することが必要である。また、通報者保護の観点からは、利害関係のない弁護士事務所等を通報窓口として活用することも有効である。

・告発・通報事案については、機関内の各担当者が等しく適正な対応を行うことが求められる。このため、担当者の資質向上のための研修会や勉強会などを組織的に行うなど、適正な対応方法を担当者に浸透させるための取組も必要である。

[大項目2. 適正な運営・管理の基盤となる環境に関する事項]

中項目② 研究費の使用ルール等に関する相談を受け付けることの出来る体制等が構築されていますか。

趣 旨

ルール等に関する相談を受け付ける体制（研究者が部局の事務職員に、部局の事務職員が本部の事務職員になど）、及びそれらをしやすい体制を構築し周知させることは、研究費のルール等の誤解や理解不足を解消し、不正使用の発生を未然に防ぐ上でも重要である。そして、体制が十分に機能するためには、寄せられた相談に対して、適切な対応を職員が行えるよう、機関で取り組むことが重要である。

成熟度	評 価 項 目	機関数	割 合
1	ルール等に関する相談を、既存の部署が個別に受け付けている。	113	6.0%
2	ルール等に関する相談を受け付ける窓口を設置している。	302	16.0%
3	ルール等に関する相談が出来る体制を構築し、機関内に周知させている。	966	51.1%
4	ルール等に関する相談について、職員が適正な対応が出来るよう、体制を整えるとともに研修等を行っている。	246	13.0%
5	ルール等に関する相談のうち、ルールと研究現場の実態が乖離している場合にも、適正な対応が出来る体制となっている。	262	13.9%

◆全機関の平均値 3.13(3.19)

◆成熟度の評価結果

・成熟度3「体制を構築し、周知させている」が半数以上を占めており、さらに、競争的資金等の運営・管理を適切に行うための重要な前提条件となる成熟度2「相談を受け付ける窓口の設置」以上の取組が94%を占めており、概ね全ての機関で体制が整備されている状況が窺えるが、今後は更に相談体制の機能を高めるための取組が望まれる。

◆現地調査を実施した機関の評価

・多くの機関が事務局に相談窓口を設置し、機関内ホームページや機関内での説明会で周知していた。

・成熟度4と評価している機関では、2.①と同様、職員に対する研修等の実施の面では、担当係内における勉強会のテーマの1つとして取り上げているケースなどの小規模な取組のほか、複数部署の担当者を集め、研修会を実施しているケースや、学内の研究費執行マニュアル作成の際に各部署の担当者が集まり、議論を重ねているケースなど、組織的な取組も見られた。

・ルール等に関する相談に対しても、2.①と同様に、機関内の各担当者が等しく適正な対応を行うことが求められる。また、研究者のニーズに迅速に対処することも必要である。このため、担当者の資質向上のための研修会や勉強会などを組織的に行うとともに、これらの窓口寄せられる相談内容・回答、検討結果等については、関連部署とも情報の組織的共有化を図り、迅速に研究者にフィードバックするとともに、必要に応じ、ルール改正等に結びつけるシステムづくりも必要である。

[大項目2. 適正な運営・管理の基盤となる環境に関する事項]

中項目③ 研究費の使用ルール等について、研究者に対し周知させ、また、その浸透度を把握していますか。

趣 旨

競争的資金等研究費には個々のルール・運用があり、理解不足や誤解によるルール違反が生じやすいため、機関は使用ルール等を研究者に周知することが必要である。あわせて、一方的な通知や伝達では効果は限られるため、ルール等について、研究者の浸透度を確認することが重要である。その上で、浸透度の低い事項については、高めていくための対策に取り組むことも重要である。

成熟度	評 価 項 目	機関数	割 合
1	競争的資金等の受給を希望する研究者に対して、ルール等の資料配付等を行っている。	200	10.6%
2	研究者を対象とした、ルール等に関する説明会等を実施している。	701	37.1%
3	全ての研究者を対象として、定期的にルール等に関する説明会等を実施している。	809	42.8%
4	「3」に加え、機関内で研究者に対しアンケート等の調査を実施し、ルール等の浸透度を把握している。	88	4.7%
5	「4」を踏まえ、研究者への浸透がしにくい又は研究者が誤解しやすいルール等について、重点的に周知させる取組みを実施している。	91	4.8%

◆全機関の平均値 2.56(2.60)

◆成熟度の評価結果

- ・成熟度3「定期的に説明会等を実施」以上の取組を行っている機関が、半数以上の52.3%を占めている。また、成熟度2「説明会等を実施」の機関を含めると、89.4%が機関が直接研究者に対して説明の機会を設けている。1. ①でも述べたITを活用した工夫や内容の充実を図りつつ、今後、更なる取組の進展を期待したい。
- ・また、前記②の「相談窓口」や内部監査の特別監査時における研究者へのヒアリングの機会なども効果的に活用しつつ、あらゆる機会を通じて双方向により、浸透度の確認・周知を図ることが重要である。

◆現地調査を実施した機関の評価

- ・ルールに関する説明会は毎年1回、定期的に開催している機関が多かった。
- ・競争的資金に応募したり、受給したりする研究者が少ない機関では、応募予定の研究者や交付を受ける研究者に個別に説明しているケースもあった。（「用語解説」でも示しているとおり、「説明会等」には研究者への個別説明も含まれる。）
- ・一方、アンケートでルール等の浸透度を把握している機関は少なかったが、規模の大きな機関で一定数の研究者と事務職員を抽出してアンケートを実施しているケースや、企業において、ルールの理解度を計る e-learning のテストで一定の成績を収めることを、責任者に課しているケースが見られた。今後、各機関の特性に応じ、効率性も考慮しつつ、浸透度把握のための創意工夫ある取組の検討・実施を期待する。

[大項目2. 適正な運営・管理の基盤となる環境に関する事項]

中項目④ 研究費の執行に当たり、職務権限と責任範囲に関し研究者が理解し、また、実態と乖離しないような適切な見直しが図られていますか。

趣 旨
 研究費の執行に当たり、機関は研究者と事務職員の役割分担が明確になるよう、両者の職務権限と責任範囲を定め、周知させることが重要である。また、変わりうるものである研究現場の実態を定期的に把握し、適切に見直しを行うことが重要である。

成熟度	評 価 項 目	機関数	割 合
1	研究費の使用について、研究者及び事務職員の職務権限（責任範囲）及び業務分担が明確になっている。	210	11.1%
2	研究費の使用について、研究者及び事務職員に対して職務権限（責任範囲）及び業務分担に関する資料配付等を行っている。	541	28.6%
3	研究費の使用に関する職務権限（責任範囲）及び業務分担について、適宜、研究者及び事務職員に説明会等を行っている。	647	34.3%
4	「3」に加え、研究現場の状況と乖離しないよう、定期的に見直しを行っている。	270	14.3%
5	「4」を踏まえ、研究費の使用について、研究現場の要請を踏まえた効率的な運用や円滑さに配慮した運用を行うための取組みがなされている。	221	11.7%

◆全機関の平均値 2.87(2.89)

◆成熟度の評価結果

・概ね全ての機関で「職務権限（責任範囲）及び業務分担」が明確（規則やハンドブック等に記載）にされており、今後、それらの一層の周知や、多様な研究プロジェクトの実施形態等に即した実態の把握と定期的な点検（必要に応じ、見直し）など、取組の更なる発展が望まれる。

◆現地調査を実施した機関の評価

・多くの機関で、研究費の使用に関し、研究者と事務局がそれぞれどこまでの権限を持ち、どこまでの業務を行うかという「職務分担（責任範囲）及び業務分担」について、資料を配付したり、説明会等で説明していたが、ルールを定めたのみで研究者への周知が十分行われていない機関も、わずかであるが見受けられた。

・また、職務分担（責任範囲）及び業務分担の見直しは、定期的に行っている機関と、問題が発生した際に行っているという機関があった。定期的な見直しを行っているとした機関は、研究費の執行マニュアルを毎年改定する際に見直しを図っている機関が多かった。

・一部の機関において、責任範囲が規定化されていないケースが見られたが、機関として適切なチェック体制を構築する上で、「職務分掌規程」や「決裁権限規程」として明文化することが望ましい。その際、決裁等の手続きが形式的なものにならないよう、責任の所在を明確にした上で、研究活動が円滑に実施されるよう、手続きの簡素化を考慮することも必要である。

・職務権限（責任範囲）及び業務分担が実態と乖離がすると、ルールでは認められていない手続等が行われたり、現場での適切なチェックが機能しなくなるなど、ややもすると不正の温床になることや研究活動そのものの円滑な実施に支障を及ぼすなどの懸念が生じるため、相談窓口や内部監査などを効果的に活用しつつ、常に研究現場のニーズや動向を把握し、定期的に見直しを行うなど、実効性のある適切なチェック体制を維持・発展させることが重要である。

[大項目3. 不正発生要因の把握に関する事項]

中項目① 研究現場における研究費の使用について問題がないか把握し、研究者と事務職員で問題点について共有していますか。

趣 旨

研究費の不正が起こるのは機関の管理体制や体質の問題でもあり、全ての者が自らの組織の問題として認識することが重要である。そのためにも、自機関の問題点や不正発生要因を研究者及び事務職員に周知し、共有することが重要である。また、研究現場の実態をよりの確に踏まえるためにも、問題点の把握に当たっては、事務部門と研究者とが共同して取り組むことが重要である。

成熟度	評 価 項 目	機関数	割 合
1	事務部門は、研究現場における研究費の使用についての問題を把握するように努めている。	95	5.0%
2	研究者及び事務職員は、研究現場における問題を認識している。	759	40.2%
3	研究現場における研究費の使用について、研究者と事務職員の間で、定期的に話し合う場を通じて、機関内で問題意識を共有している。	869	46.0%
4	研究現場における研究費の使用における問題について、研究者や事務職員に対する意識調査を行い、それらの結果に基づき、機関内で問題意識を共有している。	83	4.4%
5	研究費の使用に関する自機関固有の問題を体系的に整理把握し、それらをもとに全ての研究者及び事務職員に対して啓発活動を行っている。	83	4.4%

◆全機関の平均値 2.63(2.57)

◆成熟度の評価結果

- ・成熟度2「問題を認識」及び3「定期的に話し合う場を通じて、問題意識を共有」で90%近くを占める一方、4「意識調査を行い、機関内で問題意識を共有」以上の割合は8.8%で、全項目の中で最も低くなっている。
- ・今後、取組の更なる充実に向けて、1. ①・③及び2. ③の取組における理解度把握のための取組や相互理解促進のための取組とも連携しつつ、総合的に情報共有・フィードバックするための取組を効果的・効率的に推進することが望まれる。

◆現地調査を実施した機関の評価

- ・研究現場における問題点については、機関内の説明会で寄せられる研究者からの質問・意見によって認識していたとした機関が多かった。また、研究者から研究費に関する相談を日々受けていることで問題点を把握していたとした機関も多くあった。
- ・成熟度3の「定期的に話し合う場」については、1. ③と同様、設けている機関は多くなかった。話し合う場を設けているとした機関は、「部局長会議」や「教育研究評議会」、「不正防止推進委員会」等、研究者の代表と事務局の代表が構成員となっている既存の会議を利用しているケースが多かった。
- ・不正を発生させる要因の把握に当たっては、機関固有の問題も含め、ガイドライン第3節(1)・①(ア)～(キ)に掲げる事項について研究者・事務職員の問題意識を把握することに努め、それらを機関の不正防止計画に反映させるなど、構成員にフィードバックすることにより、個々の自発的な改善の取組を促進するとともに、体制整備等を行うことが機関の責務として求められる。また、その際、不正防止の観点のみに拘われず、研究活動の効果的・効率的な遂行、研究環境・支援体制の充実という側面からも検討することが必要である。

【大項目3. 不正発生要因の把握に関する事項】

中項目② 不正の起こりうる要因や背景を把握し、対策を講じていますか。 趣 旨 「預け金」や「プール金」等の不正が生じる要因や背景には、研究者と業者の癒着の問題、研究者やアルバイト等の勤務時間管理の問題等様々な問題がある。そのため、機関は、具体的な要因や背景を把握、分析し、取り組まなくてはならないことを整理した上で、不正防止計画を策定して対策を実施することが重要である。			
成熟度	評 価 項 目	機関数	割 合
1	不正の起こりうる要因や背景について問題意識を持っている。	235	12.4%
2	「1」について、具体的な要因や背景を把握・分析し、対策のための検討を行っている。	1,022	54.1%
3	「2」について、不正の起こりうる要因や背景について、自機関における具体的な要因や背景を把握し、体系的に整理（評価及び優先順位付けを含む）している。	339	17.9%
4	「3」を踏まえた具体的な是正計画を立案している。	108	5.7%
5	「4」について、継続的に、不正の起こりうる要因や背景を把握し、是正計画を立案し、改善に向けた取組を行う体制となっている。	185	9.8%
◆全機関の平均値 2.46(2.41)			
◆成熟度の評価結果 ・成熟度2「要因・背景を把握・分析し、対策のための検討を行っている」が、50%以上を占める結果となっている。また、「問題意識を持っている」のみに取組が留まっている成熟度1の割合も全ての中項目を通じて、最も高く、「全機関の平均値」も最も低くなっている。 ・ガイドライン制定後、関係規程、窓口等の体制整備等の個々の取組は一定程度の進捗が見られるが、機関として構成員の自主的な取組を喚起し、不正の発生を未然に防止するためのより効果的な管理・監査体制を構築・運用していくためには、具体的な要因や背景を把握し、体系的に整理した上で、具体的な不正防止計画(アクションプラン)を策定し、最高管理責任者の対応姿勢とともに、機関内外に明示し、確実に遂行していくことが今後望まれる。			
◆現地調査を実施した機関の評価 ・成熟度1と評価した機関は、研究費の配分機関が行う説明会やマスコミ報道等で不正の起こり得る要因や背景を把握しているものの、自機関において、不正の起こり得る要因や背景の把握・分析は行っていないケースがほとんどであった。 ・成熟度2と評価した機関は、所属する研究者からの質問や、内部監査での指摘等で具体的な要因や背景を把握し、対策を講じているが、成熟度3の「体系的に整理」は行っていないという機関が多かった。 ・成熟度3以上と評価した機関にあっては、不正防止計画を策定する際に具体的な要因や背景を把握し、各年度に実施する対策を定めるなど、優先順位を付けた対策が講じられていた。また、不正防止計画を毎年度見直し、当該年度に実施する対策を決定しているといった取組が行われていた。 ・なお、研究費の不正が起こっていないため、自機関には問題が生じる要因はないと考えている機関も一部に見受けられた。公的研究費の拡充が着実に図られている中、その一方で、昨今も悪質化・巧妙化した手法による不正の問題が報じられるなど、不正の発生は全ての機関において「対岸の火事」とは言い難い状況があると考えられる。不正が発生した場合には、機関にとって社会的な信用を失墜するのみならず、研究活動の停滞を招きかねない重大な事態をもたらすこととなる。最高管理責任者は、こうした認識の下、そのリーダーシップにより、自機関のリスクを把握・評価し、具体的なアクションプランを策定し、自機関に即した適切な管理・監査体制を構築・運用していくことが求められる。			

[大項目3. 不正発生要因の把握に関する事項]

<p>中項目③ 予算執行について、把握・検証されていますか。</p> <p>趣 旨</p> <p>研究費の適正な執行を行うためには、予算の執行管理が適切になされることが重要である。例えば、研究費の執行が年度末に集中するような場合は、執行に何らかの問題がある可能性があることに留意し、事務部門は必要に応じてその理由を確認し、問題があると判断した場合には改善を求めるなど、予算執行状況を事務部門が適宜把握することが重要である。</p>			
成熟度	評 価 項 目	機関数	割 合
1	研究者又は研究室の秘書等が残額を把握している。	37	2.0%
2	「1」に加え、事務部門が研究者毎の残額を把握している。	328	17.4%
3	「2」に加え、事務部門が、発注段階から予算執行状況を常時、把握することが出来る体制となっている。	355	18.8%
4	「3」をもとに、事務部門又は部局責任者が、予算執行状況について確認をしながら、必要に応じて研究者に対する指導を行っている。	944	50.0%
5	予算の執行が計画通りでない場合に、その要因の調査分析を行うとともに、機関のルール等に問題がある場合は、必要な是正措置を行う体制となっている。	225	11.9%
<p>◆全機関の平均値 3.53(3.55)</p>			
<p>◆成熟度の評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 成熟度2「事務部門が研究者毎の残額を把握」以上の取組を行っている機関が、98.1%を占めている。また、成熟度4「事務部門又は部局責任者が執行状況を確認し、指導を行っている」が50%を占めており、かつ「研究者又は秘書等が残額を把握」のみの取組に留まっている成熟度1の割合が全ての中項目を通じて最も低くなっている。その結果、「全機関の平均値」が最も高い評価項目となっている。 この結果から、組織的に事務部門が関与した予算の効率的な執行に関する研究支援体制は、概ね全ての機関で整備されつつあることが窺え、1.②でも述べたシステム化等の工夫や体制の充実を図ることにより、今後、更なる取組の発展が期待される。 			
<p>◆現地調査を実施した機関の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注を全件、事務局が行っている機関や、発注する際に研究者がシステムに入力し、事務局の承認を必要としている機関にあつては、成熟度3にある発注段階からの予算執行状況の把握が可能となっていた。 予算執行状況を把握している機関では、執行状況のよくない研究者に対し計画的な執行のための注意喚起を行っている機関がほとんどであった。 研究費の執行状況を恒常的に把握し、必要に応じて研究者に対し指導を行うことは、会計業務の効率化や研究支援の側面からも有効である。また、「預け金」等の不正発生要因につながりやすい年度末の駆け込み発注等を防ぐ上での効果も期待されるため、各機関においては、事務職員の資質向上を図りつつ、更に取組を維持・発展させることを期待したい。なお、機関のルール等に問題がある場合には、速やかに必要な是正措置を講じる体制を併せて整備しておくことも重要である。 			

[大項目3. 不正発生要因の把握に関する事項]

<p>中項目④ 調達において異常と思われる取引がないかチェックしていますか。</p> <p>趣旨</p> <p>調達における異常と思われる取引による不正には、「架空取引」や「業者に対する預け金」等があるが、その要因には、研究者と業者との関係が過度に緊密になり、癒着することが挙げられる。この問題を未然に防ぐための対応策として、研究者毎に、特定の業者や特定の時期に偏った調達が見られないかなどについて確認・検証することが重要である。</p>			
成熟度	評価項目	機関数	割合
1	事務部門は、支払に必要となる書類の確認を行っている。	63	3.3%
2	「1」について、担当者は、取引先や取引の頻度などの調達状況について留意しながら書類の確認を行っている。	319	16.9%
3	事務部門は、取引先や取引の頻度など個々の調達状況について異常と思われる取引を把握出来る体制となっている。	903	47.8%
4	事務部門は、異常と思われる取引の有無について、定期的に検証を行い対策を講じる体制となっている。	347	18.4%
5	「4」に加え、想定される異常と思われる取引について、未然に防止するための対策を講じている。	257	13.6%
<p>◆全機関の平均値 3.22(3.21)</p>			
<p>◆成熟度の評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 成熟度4「定期的に検証を行い、対策を講じる」以上の取組を行っている機関の割合は32%となっており、一定の取組の進展は見られるものの、一方で、成熟度3「取引を把握できる体制となっている」までの取組に留まっている機関の割合が68%を占めており、これらの機関の更なる取組の発展が望まれる。 			
<p>◆現地調査を実施した機関の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 3.③でも触れたとおり、ほとんどの機関では事務局が機関の財務会計システムやパソコンの表計算ソフトなどを用いて予算執行状況を把握しており、そのシステムを利用すれば異常と思われる取引を把握できるとして、「3」には該当すると評価していた。 しかし、異常と思われる取引が把握できる体制にあっても、調達業務の担当者等が気づいた場合のみ検証し、定期的・体系的に検証を行う体制までになっていないため「4」には至らないという機関がほとんどであった。 発注を全件、事務局が行っている機関の中には、特定業者に偏らないよう、随時、コストも考慮し、最適な発注先を事務局が選定していたり、同一品目が不自然に繰り返し発注されている場合に、発注の依頼のあった研究者に用途等を確認するといった取組を行っているケースが見られた。 事務部門が異常と思われる取引の有無を定期的に検証することにより、研究者と業者が過度に緊密な関係になることを防止することが可能となるため、財務会計システム等の情報をより効果的に活用するとともに、検証に際しては、防止計画推進部署や内部監査部門とも情報の共有・連携を図りつつ、発注者の影響を排除した実質的なチェックが行われるような工夫を用い、取組を推進していくことが重要である。 また、その際、不正の防止と研究の円滑かつ効率的な遂行を両立させるよう十分配慮するとともに、発注業務を柔軟にすることを目的として一定金額以下のものについて研究者による直接の発注を認める場合は、発注方法や金額の範囲等について、機関として可能な限り統一的なルールを策定・周知するとともに、研究者が有する発注権限の範囲を機関の外部に対して明示することも必要である。 			

[大項目4. 不正防止対策に関する事項]

<p>中項目① 研究費の使用について把握された問題に対し、機関として対策が講じられていますか。</p> <p>趣 旨</p> <p>研究費の不正防止対策は、機関全体で取り組むことが重要である。機関は、研究現場の実態と自機関の問題点を把握した上で、実効性のある不正防止対策を取ることが求められる。その上で、その対策が機能しているか検証し、必要に応じて見直すことも重要である。</p>			
成熟度	評 価 項 目	機関数	割 合
1	研究費の使用について把握された問題に対し、事務部門が対応を図る体制となっている。	62	3.3%
2	研究費の使用について把握された問題に対し、事務部門と研究者が協力して原因の特定に努め、改善を図る体制となっている。	608	32.2%
3	「2」の原因に対する具体的な対応策が、機関の正式な意思決定のもとに講じられる体制となっている。	746	39.5%
4	研究費の使用において把握された問題点への改善策が機能しているのか、定期的に点検を行う体制となっている。	168	8.9%
5	研究費の使用に当たってルールと実態が乖離している場合、ルールや実態等を検証し、必要に応じて見直すための体制となっている。	305	16.1%
<p>◆全機関の平均値 3.02(3.01)</p>			
<p>◆成熟度の評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 成熟度2「事務部門と研究者が協力して改善を図る体制となっている」以上の取組を行っている機関の割合が96.7%となっており、取組が着実に進展しつつある状況が窺える。 不正防止対策は、機関全体で取り組むことが重要であり、部局ごとの問題も把握した上で、機関全体に起因するものと個別部局ごとに特有のものに分類し、不正防止計画を策定することが求められる。また、統括管理責任者を中心とし、実施状況をモニタリングし、必要に応じて改善・充実を図っていくことが必要であり、3.②でも述べたリスク把握・評価の手法と連携しつつ、今後、こうした視点から各機関の取組の更なる発展が望まれる。 			
<p>◆現地調査を実施した機関の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 成熟度2の事務部門と研究者が協力する場合は、1.③や3.①の事務職員と研究者が「話し合う場」と同じ会議等を充てている機関が多かった。 一方、問題に対する改善は事務局のみで対応しており、研究者側には特に相談していないという機関も見受けられた。 ルールの見直しに関して、不正防止計画等を策定した際に、問題点とその改善策を検討し、文書化したものの、それ以降、「3」の「定期的な点検」は行っていない機関も多く見られた。また、一部の機関では、研究者から要望がなければルールの見直しは行わないこととしていた。 定期的な点検を行っているとした機関では、2.④と同じく、研究費執行に係る機関内のマニュアルを毎年度更新する際、併せて見直しを行っている機関が多かった。 問題点への対策を事務部門のみで行い、その結果、研究者の理解が得られないような内容になってしまった場合、結局はルールが守られず、再び実態との乖離が起こりかねない。このため、問題点の把握・改善に当たっては、組織全体の幅広い関係者の協力を求め、事務部門と研究者が協働して改善を図ることが必要である。 また、決定された改善策が実態と乖離していないか、部局等による取組にばらつきがないかなど、機関全体を俯瞰しつつ、定期的にモニタリングを行うことも求められる。 			

[大項目4. 不正防止対策に関する事項]

中項目② 検収業務が適正に機能していますか。 趣 旨 検収においては、業者に発注した研究者（又は事務部門に業者への発注を依頼した研究者）などの当事者でなく、それ以外の第三者のチェックが有効に機能するような仕組みを構築し、運用することが重要である。			
成熟度	評 価 項 目	機関数	割 合
1	検収業務について、手続きの職務権限（責任範囲）及び業務分担が明確になっている。	68	3.6%
2	「1」について、ルールの遵守などの注意喚起を、研究者及び関係者に行っている。	320	16.9%
3	検収業務は、発注した担当者以外の者が検収を行っている。	525	27.8%
4	「3」について、発注者とは異なる独立した組織（研究室・部署）の担当者が、責任をもって検収を行うことが明確な体制となっている。	547	29.0%
5	原則として全ての調達について、発注から検収までの一連の業務プロセスが、発注者（研究者）から分離された体制となっている。	429	22.7%
◆全機関の平均値 3.50(3.61)			
◆成熟度の評価結果 ・「全機関の平均値」は、全ての中項目を通じて2番目に高い値であり、約80%程度の機関が成熟度3「発注した担当者以外の者が検収を行っている」以上の取組を行っており、一定の体制整備が進んでいる状況が窺える。一方で、その割合は若干減少しており、要因として比較的小規模な機関においては、人的リソースの制約から、発注者から独立もしくは分離された検収体制を構築することが困難な状況が推察される。 ・こうした検収専任の職員や独立組織の設置が困難な機関においては、既存の人的リソースを効果的に活用し、例えば、所属セクションを問わず、事務職員や研究者等を検収担当者として兼務・任命し、発注した当事者以外が実質的にチェックできるような工夫を講じるなど、機関の特性を踏まえた取組の発展が望まれる。			
◆現地調査を実施した機関の評価 ・多くの機関で、検収は事務局が行っていた。しかし、事務局が全件検収を行っている機関と、一定額未満の物品の検収は、発注を行った研究者が行う等、例外規定を設けている機関もいくつか存在した。 ・機関の規定で検収を担当する部署として定められている部署が、実際には検収を行っておらず、他の部署が行っていた例や、軽微な発注であれば発注した研究者が検収できると規定上定められているものの、「軽微」の範囲が明確でなく、実態上は発注した研究者がほとんどの検収を行っていた等、「ルールと実態が乖離」している例がわずかではあるが見受けられた。 ・検収業務については、発注者の影響を排除した実質的なチェックが行われるよう、上記に述べたような工夫により、発注した研究者以外の研究者を検収担当者に任命して検収を行うことが望ましいが、事務処理の効率化の観点や実務上、やむを得ず実施が困難な場合等において、事務局による検収の例外規定を設ける場合にあつては、発注業務との組み合わせや納品の抽出による事実確認・業者の原伝票との照合等の事後的な検証との組み合わせなどにより、チェックを行うなど、何らかの代替する措置による工夫が求められる。 ・また、検収業務に限らず、ルールと実態の乖離は混乱を招きやすく、ややもすると不正の要因にもなりかねないため、責任の所在を明確にした上で、実効性のあるものとなるよう、機関の実態に即して早期に改善することが必要である。			

[大項目4. 不正防止対策に関する事項]

<p>中項目③ 発注業務が適正に機能していますか。</p> <p>趣 旨</p> <p>発注業務においては、特定の業者に偏った発注が行われていないかの確認や、業者の選定について事務部門や会計システムを介在させるなどの効果的な牽制を取り入れることにより、研究者と業者の癒着の防止に取り組むことが重要である。</p>			
成熟度	評 価 項 目	機関数	割 合
1	発注業務について、手続きの職務権限（責任範囲）及び業務分担が明確になっている。	298	15.8%
2	「1」について、ルールの遵守などの注意喚起を、研究者及び事務職員のほか取引先業者にも行っている。	496	26.3%
3	発注状況について、発注者とは異なる事務部門において、実際の発注処理が適時に反映された会計システムなどを通して、常時把握出来る体制となっている。	627	33.2%
4	発注動向を定期的にモニタリングして、異常や疑問を生じた場合には、関係者からヒアリングなどを行い、原因分析と対策を講じる体制となっている。	247	13.1%
5	発注業務について、発注者と取引先業者の関係が緊密になりすぎないような具体的な取組みを行っている。	221	11.7%
<p>◆全機関の平均値 2.79(2.70)</p>			
<p>◆成熟度の評価結果</p> <p>・取組全体の進展は見られるものの、成熟度4「定期的にモニタリングして、原因分析と対策を講じる」以上の具体的な取組を行っている機関の割合は、24.8%に留まっている。成熟度3「発注状況について、常時把握できる体制となっている」までの体制整備の取組に留まっている機関の割合が75.2%を占めており、これらの機関の更なる取組の発展が望まれる。</p>			
<p>◆現地調査を実施した機関の評価</p> <p>・機関内の研究者及び事務職員に対しては行っているものの、取引先業者に対しては行っていないとして成熟度1に留まった機関が多くあった。</p> <p>・成熟度2「取引先業者への注意喚起を行っている」と評価した機関であっても、大幅なルール改訂時に行ったのみで、それ以降は行っていないという機関も見受けられた。</p> <p>・「預け金」等の発生要因となる架空発注は、研究者と取引業者が癒着することによって起こるため、3.③・④でも述べたシステム化等の工夫・情報の活用や防止計画推進部署や内部監査体制との連携を図りつつ、今後、更なる取組の充実を期待したい。また、研究者・事務職員のみならず、取引業者に対しても、定期的にルールの遵守などの注意喚起の機会を設けることが望まれるとともに、機関として、一定の取引を行う業者との間で、取引帳簿の開示、監査・調査協力、学内規則の遵守・通報、処分措置（取引停止・業者名の公表等）、損害賠償等の事項を盛り込んだ誓約書の提出を義務付けることなどは、不正の未然防止・対応の一つの方策としての効果が期待できる。</p>			

[大項目4. 不正防止対策に関する事項]

中項目④ 旅費、謝金、人件費について、適正に執行していることを検証していますか。

趣旨
 旅費、謝金、人件費の執行に関する確認は、書類の要件が具備されているかといった形式的な側面だけでなく、不正発生要因となりかねないリスクの高い部分に着目して行うことが重要である。また、書類の確認とともに、その実態について、支払を受ける者へのヒアリング等を行うことによって、いわゆる「カラ出張」、「カラ謝金」、「プール金」の不正防止に取り組むことが重要である。

成熟度	評価項目	機関数	割合
1	旅費、謝金、人件費について、ルール、職務権限（責任範囲）及び業務分担が明確になっている。	126	6.7%
2	旅費、謝金、人件費について、研究者及び事務職員などに対して、定期的に不正が起こりやすい要因の注意喚起をしている。	355	18.8%
3	「2」に加え、旅費、謝金、人件費について、勤怠管理の確認や支払いを受ける者の実在性の確認など、具体的要因も検証している。	867	45.9%
4	「3」について、関係書類との突き合わせを行い、書類間の不整合がないか確認するとともに、ヒアリングなどによっていわゆるプール金の存在等についても定期的に検証している。	333	17.6%
5	「4」に加え、プール金が発生する可能性を分析し、それらが発生しないような仕組みを構築し、未然に防止するための取組みを行っている。	208	11.0%

◆全機関の平均値 3.08(3.03)

◆成熟度の評価結果

・成熟度3「実在確認、具体的要因の検証」以上の取組を行っている機関の割合が74.5%を占めており、一定の体制が整備され、機能している状況が窺える。一方で、以下の現地調査での事例に見られるように、要因の定期的な注意喚起、証憑や勤務の確認が十分に行われているとは言い難い取組も散見されており、これらの一部の機関においては、取組の早期の改善が望まれる。

◆現地調査を実施した機関の評価

・旅費、謝金、人件費に関するルールを定め、マニュアル等に掲載するとともに、不正が起こりやすい要因の注意喚起についても機関内の説明会で実施しているケースが多かった。
 ・成熟度1と評価した機関では、機関内でルールは定めているものの、不正の起こりやすい要因について研究者や事務職員に定期的に注意喚起していないケースがほとんどであった。
 ・なお、成熟度3と評価したほぼ全ての機関が、旅費、謝金、人件費を支払う際に証拠となる書類を取り付けていた。しかし、一部の機関で、旅費の支払いの際の証憑確認や謝金の支払いの実在確認が研究者に任されているような例が見受けられた。
 ・不正発生要因となりかねないリスクに応じて、例えば、勤怠管理について、非常勤雇用者と事務部門が、日常の業務遂行の中で、対面する機会を設けるなど、業務遂行上の工夫と防止計画推進部署や内部監査体制との連携による定期的な検証を効率的に組み合わせつつ、今後、更なる取組の改善・充実を期待したい。

【大項目5. 研究費のモニタリングに関する事項】

中項目① モニタリングは、関係部署と連携しながら取り組まれていますか。 趣 旨 機関のモニタリング体制については、各部署のみならず、連携をとることにより、不正の発生を未然に防止する組織的な牽制の仕組みを構築することが重要である。さらに、組織的な牽制が機能しているか、他の部署による実態確認を含め検証を行い、機関全体として牽制効果を高めることが重要である。			
成熟度	評 価 項 目	機関数	割 合
1	支出を担当する部署のみが、研究費の執行に関するモニタリングを行っている。	163	8.6%
2	「1」に加え、研究活動の支援を担当する部署においても、研究費の執行に関するモニタリングを行っている。	309	16.4%
3	支出を担当する部署と研究活動の支援を担当する部署が連携をとりながら、研究費の執行に関するモニタリングを行っている。	510	27.0%
4	「3」に加え、内部監査において、定期的に支出内容の妥当性について検証している。	557	29.5%
5	支出状況についてのモニタリングに当たっては、定期的に支出内容についての分析を行い、異常又は検討が必要と考えられる場合には、適宜、その内容を検証して関係部署に改善を促す体制となっている。	350	18.5%
◆全機関の平均値 3.33(3.31)			
◆成熟度の評価結果 ・モニタリングは、何らかの形態で概ね全ての機関で実施されている。成熟度3「複数の部署の連携により、モニタリングを行っている」以上の取組も75%を占めており、組織的なモニタリング体制の整備も着実に進展しつつある状況が窺える。			
◆現地調査を実施した機関の評価 ・支出を担当する部署と研究活動の支援を担当する部署の双方でモニタリングを行い、両部署が連携をとっているケースが多かった。 ・成熟度4の内部監査については、ほとんどの機関が定期的実施していた。内部監査の観点としては、支出内容の妥当性についても検証している機関も多かったが、一部の機関では、書類の整合性や押印の有無等の形式的要件等を確認するのみに留まっている機関も見受けられた。 ・内部監査では、ルールに照らして書類の形式的要件の具備を確認することはもとより、抽出によるヒアリングや人件費、旅費、物品等の実態確認など、実効性のある監査手法も取り入れつつ、機関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか、ルールそのものにも改善の余地がないかという点についても、確認・検証することが求められる。このため、他部署が実施しているモニタリングは別の視点で行うなど、不正発生要因に照らして問題がないかを相互に確認することも有効である。 ・また、体制面では、他部署との連携はもとより、機関の規模等に応じて、会計・法務等の専門的知識を有する者や研究活動の実情に精通した者の協力を得ることや、小規模な機関においては、複数の組織から人員を確保して対応するなど、より検証機能を高めるための工夫も期待したい。			

[大項目5. 研究費のモニタリングに関する事項]

中項目② モニタリングによって得られた情報は、機関内に適切に伝達されていますか。
趣旨 -----
 不正防止の取組を有効に機能させるためには、不正防止計画の策定と実行だけでなく、適切なモニタリングとその結果を踏まえた改善が重要である。そのためには、内部監査部署等はモニタリングによって得られた情報を整理し、機関内の関係者に適切に伝達するとともに、問題がある場合には、最高管理責任者の指示の下、不正防止に向けた改善を行うことが重要である。

成熟度	評価項目	機関数	割合
1	研究費の執行に関わる担当者が、日常業務の中で気になった点がある場合は、上司に伝えている。	75	4.0%
2	異常または検討が必要と考えられる事象が生じたときには、発見した部署だけでなく、適宜関係の部署と協議を行っている。	765	40.5%
3	担当部署とは独立した別の組織(内部監査部署等)がモニタリングをする仕組みが出来ており、その結果は最高管理責任者に報告されている。	341	18.1%
4	「3」に加え、モニタリング結果について、担当部署を含む関係部署と情報共有をし、問題があった場合には具体的な改善への取組を行う体制となっている。	501	26.5%
5	「4」について、定期的に最高管理責任者及び統括管理責任者に報告されるとともに、理事会や取締役会等において具体的な対応策についての協議がなされ、それらが現場にフィードバックされている。	207	11.0%

◆全機関の平均値 3.00(3.00)

◆成熟度の評価結果

- ・成熟度3「独立組織がモニタリングを実施・報告」以上の取組は、55.6%に留まっているが、前述の「人員規模別チェックリスト提出状況」から見て、全職員数50人未満の比較的小規模な機関が、平成23年度で515機関[27.2%]を占めていることや、5.①で述べたとおり、モニタリングは何らかの形態で概ね全ての機関で実施されていることを考慮すると、一定の取組が実施されていることが推察できる。
- ・以下の現地調査の事例でも見られるように、人的リソースの制約から、独立した別の組織により、モニタリングを実施する仕組みの構築が困難な機関においても、モニタリングの実施・情報の共有・改善策への反映等の個々の取組は推進されていることが確認できている。今後も、3.④や4.③で述べた調達・発注業務等の日常的な問題把握の取組と有機的に連携を図りつつ、機関の特性を踏まえた効果的な取組を推進することが望まれる。

◆現地調査を実施した機関の評価

- ・規模の小さな機関では、機関内には内部監査部署がなく、モニタリングは機関内で執行を担当している部署が行っており、成熟度3「担当部署とは独立した別の組織」に該当しないため、2の評価に留まった機関が多かった。
- ・また、内部監査部署はあるものの、日常的にモニタリングは行っていないために「2」と評価した機関も相当数存在した。
- ・ただし、上記の理由で3以上の評価とならなかった機関であっても、モニタリング結果を最高管理責任者に伝えていたり、関係部署とモニタリング結果を共有し、問題があった場合には具体的な改善への取組を行うとしている機関も多くあった。
- ・研究費の執行の現場で行われているチェックやモニタリングが有効に機能する体制となっているかを実務担当者が確認・検証を行うことは難しい。このため、客観的に内部監査部署や5.①で述べた体制面の工夫を講じつつ、このようなモニタリングを行い、改善点があれば速やかに対応策を講じていくことが重要である。
- ・また、具体的な改善点や対応策を説明会などの機会を通じて、分かりやすく現場にフィードバックすることも必要である。

【大項目5. 研究費のモニタリングに関する事項】

<p>中項目③ 不正発生リスクの除去に向けた実効性のある内部監査が行われていますか。</p> <p>趣 旨</p> <p>内部監査部署等は、漫然と監査を行うのではなく、自機関に存在するリスクの除去に向けて、問題意識を持って実効性のある監査を行うことが重要である。そのためには、事前にリスクを把握分析することも必要である。あわせて、担当部署を中心としてリスクの原因を分析し、監査後に的確な対策を講じることが重要である。</p>			
成熟度	評 価 項 目	機関数	割 合
1	内部監査部署等の整備や監査の実施等について検討を行っている。	223	11.8%
2	調達・会計処理を行う部署とは独立した組織（内部監査部署等）が内部監査を行う体制となっている。	381	20.2%
3	「2」について、定期的に内部監査を実施している。	736	39.0%
4	「3」について、監査計画の立案に当たっては予め不正が発生するリスク要因を評価して監査対象の範囲や優先度を決めるとともに、監査結果を報告書にまとめている。	383	20.3%
5	「4」に加え、専門知識を有した人員を配置し、監査結果に基づき判明した内容に対して、今後、同様な不正が発生しないようにリスク要因を予め除去するための具体的な対策を講じている。	166	8.8%
<p>◆全機関の平均値 2.94(3.04)</p>			
<p>◆成熟度の評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 成熟度3「定期的に内部監査を実施している」以上の取組は、68.1%となっている。さらに、成熟度4「リスク要因を評価し、実施」以上の取組も、そのうちの29.1%に留まっている。 この結果から、5.②で述べた小規模機関の体制面等での諸事情を考慮しても、各機関の実効性のある内部監査の定期的な実施に向けた取組については、十分な進展が見られない状況と言える。今後、3.②で述べた要因の把握のための取組とともに、充実を図りつつ、機関の実情を踏まえた効果的な取組の推進が望まれる。 			
<p>◆現地調査を実施した機関の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地調査の対象機関では、定期的に内部監査を行っている機関がほとんどであった。 しかしながら、定期的に監査を実施している機関であっても、対象は無作為抽出としている機関が多く、成熟度4の「予め不正が発生するリスク要因を評価」して監査対象を選定していない機関が多かった。また、リスク要因を評価した上で監査対象を選定しているとして4以上の評価を行った機関であっても、交付額が多いことのみでリスク要因が高いと判断しているケースが多く見受けられた。 内部監査は、機関全体の見地に立った検証機能を果たすために実施するものであり、定期的に行っていくことが重要である。また、機関固有の問題も含め、ガイドライン第3節(1)・①(ア)～(キ)に掲げる事項を考慮し、競争的資金が集中しているケースのみならず、例えば、取引業者・物品・予算執行時期の偏り、人件費・旅費が高いケースなど、リスク要因との関連から実効性のある監査計画を策定し、効率的かつ適正に実施することが必要である。 			

【大項目5. 研究費のモニタリングに関する事項】

中項目④ 内部監査の確認の結果、問題点があった場合、それらが適切に最高管理責任者に報告され、責任者の指示の下に対策が講じられる体制となっていますか。

趣 旨
 モニタリングによって把握された体制又は運用上の不備などの問題点は、必要に応じて最高管理責任者に報告されることが重要である。報告を受けた最高管理責任者は、責任者としてリーダーシップを発揮して問題点の解決を図ることが重要である。

成熟度	評 価 項 目	機関数	割 合
1	内部監査を通じて問題点が検出された場合、担当部局内で、改善に向けた対応を行う体制となっている。	86	4.6%
2	「1」に加え、全ての内部監査結果は、最高管理責任者に伝わる体制となっている。	490	25.9%
3	「2」に加え、具体的な改善策の検討に当たっては、部局責任者や統括管理責任者も参画する体制となっている。	506	26.8%
4	「3」について、監査上の検出事項について、最高管理責任者は、自らの指示の下、その具体的な改善策の検討を行い、改善に向けた具体的な取組の指揮をとる体制となっている。	560	29.6%
5	内部監査部署を機関の長の直轄組織として位置づけ、監査上の検出事項及び具体的な改善策について理事会、取締役会等に定期的に報告がなされるほか、理事会等において改善策についての具体的な審議・意思決定がなされる体制となっている。	247	13.1%

◆全機関の平均値 3.21(3.14)

◆成熟度の評価結果

- ・成熟度4「最高管理責任者の指示の下、対策を講じる体制」の割合が最も大きく、内部監査結果を最高管理責任者に伝達する体制の整備を前提とした成熟度2以上の取組が95.4%を占めており、機関内で情報の伝達を確保する体制整備は、着実に進展しており、概ね全ての機関で確立されつつある。
- ・一方で、成熟度5「理事会等で審議・意思決定される体制」を整備している機関は、13.1%に留まっており、今後、機関全体を統括し、運営・管理についての最終責任を負う最高管理責任者のリーダーシップにより、機関として一元的に対策が講じられる体制整備に向けた取組への発展が望まれる。

◆現地調査を実施した機関の評価

- ・内部監査の結果については、ほぼ全ての機関が最高管理責任者に伝えていた。
- ・内部監査によって明らかとなった問題点に係る具体的な改善策は、最高管理責任者と事務局とで検討している機関や、事務局のみで検討しているため、成熟度2に留まった機関がいくつか存在した。
- ・問題点が明らかになった場合の対応について、実態上は成熟度3にあるような部局責任者や統括管理責任者も改善策の検討に参画する状態となっても、機関内で明確な体制・ルールが設けられていないために3に至らなかった機関も多かった。また、同様の理由で4に至らなかった機関もあった。
- ・改善策の検討に当たっては、最高管理責任者と事務局だけでなく、部局責任者等も加えた幅広い関係者の意見を聴きつつ、機関全体として適切に機能する方策を検討・実施することが重要である。
- ・現状において改善策を検討すべき事項が現れていない場合も、改善策を検討する体制や、改善策を実施する体制は、機関のルールとして明確に定めておくことが求められる。

3. 現地調査における所見

「1. 関係者の意識向上に関する事項」について

大項目1は、研究者や事務職員に対し、研究費不正に関する意識向上のための取組についての程度実施しているか、また、最高管理責任者は、機関における不正防止のための取組をどの程度把握し、改善を指揮しているか等について取り上げた項目である。

これらの項目に関しては、多くの機関が行っていた取組は、機関内の説明会を通じた注意喚起、研究者毎の予算執行状況の確認及び注意喚起、Q & Aの作成、最高管理責任者への内部監査結果の報告といった取組が多く、多くの機関で行われていた。一方で、研究費不正の重大さに関する理解度の確認や、研究現場の問題点に関して研究者と事務職員が話し合う場を設けている機関は少数に留まった。

【機関の取組事例】

- ・研究者の理解度を把握するため、アンケートを実施。その結果を踏まえ、機関内の不正防止会議で検討を行っている。
- ・研究現場の問題点について、不正防止対策のために専門に設けられた委員会で研究者と事務職員が話し合いを行っている。また、教職員会議や教授会等、既存の会議を活用して話し合いを行っているという機関もあった。

関係者の着実な意識向上を図るためには、説明会で「一方的に」説明するのみではなく、説明した内容が浸透しているかどうか、把握・検証することも重要である。アンケートはそのための有効な手段といえる。また、研究者と事務職員の話し合いは、双方の立場を理解し意識向上につなげる方法として非常に有効である。これらの取組を行っていない機関にあっては、導入のための検討をお願いしたい。

「2. 適正な運営・管理の基盤となる環境に関する事項」について

大項目2は、不正告発窓口や研究費の使用ルールに関する相談窓口の設置と、機関内の担当者の対応力向上のための取組について、また、ルールの周知と浸透度の把握、さらにはルールと実態との乖離のチェックについて取り上げた項目である。

これらの項目に関しては、窓口の設置や説明会の定期的な実施等により、体制や仕組みを構築するといった取組が多く、多くの機関で行われていた。しかし、窓口での対応に当たる職員に対する研修や、ルールの浸透度の把握、ルールと実態の乖離に関する確認等、構築された体制や仕組みについてのチェックが実施されている機関は少なかった。

【機関の取組事例】

- ・本部及び部局において、窓口での対応に当たる職員を集め、対応方法について研修会を実施。
- ・機関内でルールの浸透度に関するアンケートを実施し、その結果を踏まえ不正防止会議で対策を検討。
- ・内部監査の際、監査担当部署がルールと実態との乖離の状況を確認し、乖離が確認された場合はルールの適正化を勧告。これを受け、学内で検討が行われ、勧告を踏まえたルール改正を実施。

なお、問題のある事例として以下のようなものがあった。

【ルールと実態との乖離の事例】

- ・検収において、ルールでは発注者以外の研究者による第三者検収を行うこととなっているが、実際には、一部の物品について発注を行った研究者本人が検収を行っていた。

- ・研究者発注を認めており、金額を問わず、原則、見積り合わせを行うルールとなっているが、実際にはほとんど見積り合わせは行われていなかった。

ルールと実態の乖離は研究費不正の温床となりやすいため、機関としてそのような状況が発生していないかチェックをすることが重要である。

また、ルールについては、研究者に実際に浸透していることが重要である。このため、単に説明を行うだけでなく、浸透度を把握し、その結果を踏まえて次の対策につなげると効果が高くなる。

不正使用に関する告発・通報窓口及び研究費の使用ルールに関する相談窓口においては、担当職員によって対応が異なることのないよう、研修会や勉強会などを実施して共通理解の促進を図ることも必要である。

「3. 不正発生要因の把握に関する事項」について

大項目3は、研究現場における問題点の把握と、把握された問題点への対策について取り上げている項目である。

これらの項目に関しては、研究者と事務局が日常的に接することでの問題把握、研究費の執行状況の確認及び研究者への注意喚起といった取組が多く機関で行われていた。その一方、特定の研究者の発注が特定業者へ偏っていたり、同一業者へ同一品目が繰り返し発注されるなどの「異常と思われる取引」について、把握できる体制にあるとした機関は多かったものの、検証を行っている機関は非常に少なかった。

【機関の取組事例】

- ・内部監査や日常業務等によって把握した問題点を踏まえ、不正防止計画を毎年度見直している。
- ・機関内のシステムで研究費の執行状況を確認し、計画どおりでない研究者に対して注意喚起を行っている。

なお、問題のある事例として以下のようなものがあった。

【事務局発注が研究者と業者の癒着防止につながっていない事例】

- ・全件事務局から発注を行っているものの、実際には、研究者が最初に参考徴収した見積書に基づき、当該事業者に機械的に発注している。

研究費の執行状況の確認及び研究者への注意喚起は多くの機関で実施されていたものの、それ以外に、自機関における不正発生要因を把握するための取組について行っている機関は多くなかった。また、事務局発注が研究者と業者の癒着防止につながっていないとして挙げた事例では、事務局が研究者の代理発注を行っているに過ぎず、研究者と取引業者の癒着等の防止には全く効果がないので、事務局が業者を選定するなどの対策を取るべきである。

「4. 不正防止対策に関する事項」について

大項目4は、研究費の不正で数多くの事例が発生している「架空発注」、「カラ出張」、「カラ謝金」を防止するための取組について、また、把握された問題点への対応について取り上げた項目である。

これらの項目に関しては、納品物品の全件事務局検収や、取引業者への注意喚起、旅費・謝金の支払いの際の適切な証拠書類の徴収といった取組が多く機関で行われていた。

【機関の取組事例】

- ・ 検収は全件事務局が行っており、立替払いや研究室に直接納品された物品等については、研究者が事務局の検収担当に当該物品を持ち込み検収を受けている。
- ・ 旅費システムを構築し、研究者はそのシステムを利用しチケットの手配を行い、代金は機関から直接業者に支払っている。

各機関とも、発注・検収業務や、旅費・謝金の支払いの際の確認手続等、基本的な体制は構築されていた。しかしながら、少額物品について検収が行われておらず、代替手段も講じられていないケースや、一部の旅費について、研究者が作成した書類のみで支払いを行っているケースがあるなど、内部牽制が機能していない例外事例が見受けられた機関もあった。このような、内部牽制が機能していない事例がないかどうか、機関内で検証することが必要である。

「5. 研究費のモニタリングに関する事項」について

大項目5は、モニタリング及び内部監査の実施体制と、それらによって把握された問題点の機関内での情報伝達、また、問題点への対応について取り上げた事項である。

これらの項目に関しては、支出を担当している部署によるモニタリング、定期的な内部監査や最高管理責任者への監査結果の報告といった取組がほとんどの機関で行われていた。また、支出を担当する部署と研究活動の支援を行う部署が連携してモニタリングを行っている機関も半数程度見られた。しかしながら、多くの機関は、内部監査において、架空発注、カラ出張、カラ謝金のリスク評価を行うことなく、無作為に対象課題を選定していた。

【機関の取組事例】

- ・ 内部監査は、毎年度、受給を受けた外部資金の課題全てを対象としており、書類のチェックに加え、研究者へのヒアリングを実施している。また、監査の結果、問題が見つかった研究者に対しては、最高管理責任者が直接注意している。
- ・ 内部監査では個々の研究課題の監査だけでなく、管理体制そのものについても監査が行われている。内部監査結果の報告書では問題点の指摘と改善の方向性を示しており、これに従い、機関内ルールの変更を行った。

発注における業者の偏りの確認や、検収業務がルールどおりに適切に実施されているかの確認など、通常の業務で行うことは容易でない確認・検証作業について、モニタリングや内部監査で実施することが重要である。また、内部監査の対象は、不正のリスクが高いと考えられる研究課題・研究プロジェクトを優先する等、リスク評価を行うことも重要である。さらに、内部監査部署の役割として、ルールと実態の乖離の確認や、機関内ルールの問題点の指摘などを行うべきである。

第3章 今後、取り組むべき課題と期待される取組

科学技術・学術の振興を図るためには、研究費を適正に管理するとともに、有効かつ効率的に活用し、研究成果を社会に還元していくことが必要である。言うまでもなく、研究費の不正な使用は、それを起こした職員が所属する研究機関にとって重大な問題であるばかりではなく、国民の貴重な税金を原資として成り立つ、科学技術・学術振興体制への信頼を揺るがしかねない問題である。

文部科学省としても、本件の重要性に鑑み、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）」（以下「ガイドライン」という。）の制定に伴い、これまで、研究機関における公的研究費の適正な管理の充実を図るため、その趣旨の普及・定着に向けた取組として、「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出要請、現地調査による指導助言、それらの調査結果を踏まえた各機関の取組の分析・公表による情報発信、研修会・説明会開催を通じた取組の普及・啓発等を推進してきたところである。

これらを通じて、各研究機関における管理体制の充実・定着化が着実に図られつつあるが、一方で、平成23年8月に実施した「公的研究費の不適切な経理に関する調査」の結果（平成24年3月2日第一報として調査結果を公表）において、34機関で約7,900万円の不適切な経理があったことが明らかになった。このうち、ガイドラインに基づく体制が整備された平成20年度以降でも14機関で約600万円の不適切な経理の事案が既に報告されているとともに、昨今もこうした問題に関する事例が相次いで報じられるなど、依然として一部の研究機関で抜本的な改善が見られないのも事実である。

こうした事案については、公的研究費の管理に対する国民の信用を失墜させ、貴重な税金を源泉とする今後の研究活動に対する支援にも悪影響を与えることが強く懸念されることから、これらの研究機関に対しては、厳正な対処を求めて行かざるを得ない状況である。

このため、「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」における検討結果を受けて、上記調査結果において不適切な経理が報告された全ての研究機関を対象に、組織として責任ある公的研究費の管理・監査体制の主体的な取組の改善・充実を一層促進するとともに、ガイドライン第7節に掲げる改善指導及び段階的な是正措置等を講じることも視野に入れ、書面調査及び必要に応じ面接調査又は現地調査による「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査」を平成24年度から実施することとした。

こうした取組は、ガイドライン制定・施行から既に4年余りが経過した状況に鑑み、今後は、従来のガイドラインの周知・指導助言を行ってきた段階から、各研究機関の具体的な取組を評価し、主体的な改善・充実を一層促進する段階に来ているとの認識からである。各機関におかれては、研究者個人の不正が機関全体の評価につながることを再認識していただき、最高管理責任者は、こうした認識の下、そのリーダーシップにより、自機関のリスクを把握・評価した上で、具体的なアクションプランを策定し、自機関に即した適切な管理・監査体制を持続的に運用されることを強く求めたい。

また、ガイドラインの趣旨に則って、多様な研究機関がそれぞれの規模や特性に応じた実効性のある体制を整備する上では、各研究機関の取組の主体的な情報発信と機関間での情報共有が有効であり、公的研究費に対し、広く国民の理解と支援を得る上でも必要不可欠である。

各研究機関においては、こうした点を踏まえ、今後、ガイドラインの実施等に関する各機関の特性を踏まえた創意工夫ある取組も含め、ホームページ等を通じて積極的な情報発信を行っていただきたい。

最後に、今回の分析結果及び昨今のいわゆる「預け金・プール金」等の事案・動向を通じて明らかとなった今後、取り組むべき課題、そして、期待される取組をアクション・プラン（重点的取組事項例）として、以下に示す。

各研究機関においては、体制整備の持続的展開と研究不正使用の防止に向けた総合的対策の参考とするとともに、文部科学省としても、これらの点を踏まえ、各研究機関と一体となって、不正防止対策と競争的資金等の制度の充実のための方策を引き続き、検討・実施して参りたい。

1. 取り組むべき課題

- 多くの研究機関で、体制の整備面での進捗は見られるものの、整備された体制について、見直しのための取組が行われていない現状が浮かび上がった。例えば、研究費の執行状況の確認と注意喚起（チェックリスト3. ③）や検収業務の実施（同4. ②）については多くの機関が実施しており、チェックリストの評点の平均値が高くなっている。これは、執行状況を確認する仕組みや検収の仕組み・規則が策定され、実行されていることの現れと言える。
- しかし一方で、不正の起こり得る要因の把握・分析及び体系的な整理（同3. ②）や研究者と事務職員の相互理解の促進（同1. ③、3. ①）、ルール等の理解度・浸透度の把握（同1. ①、2. ③）に関する項目などは平均値が低くなっている。また、現地調査でも、策定されたルールに反した手続が行われているなど、ルールと実態が乖離している状況が見受けられた。これらは、整備された体制に関する検証による問題点の把握とフィードバックが十分行われておらず、また、そのために不正防止計画等の見直しが行われていないことを表している。
- このため、各研究機関にあっては、既に構築された研究費の管理・監査体制について問題がないか、確認・検証を行うことを強く求めたい。問題点の把握にあたっては、事務職員の観点でのみ考えるのではなく、研究者に理解されているかという観点でも検討することが必要不可欠である。

2. 期待される取組(当面、重点的に取り組むべき事項例)

各研究機関においては、体制整備等の現況を十分に把握・検証した上で、その進捗状況に応じ、以下を参考として、それぞれの多様な形態・規模や特性を踏まえ選択しつつ、創意工夫ある実効性の高い取組として重点的に検討・実施することを期待する。

アクションプラン[重点取組事項例]

I. 関係者の意識向上の徹底

- 定期的に説明会等を開催
- 原則、**研究者本人の出席を義務付ける**ことや、e-learning やビデオ配信など**既存の設備を効果的に活用し、実効性を高める**ための取組を推進
- 理解度・浸透度を測るために、**全職員を対象として、定期的(2~3年に1回程度)にアンケート調査を行い、対策にフィードバック**
- 不正の未然防止・対応の一つの方策として、**取引業者に対し、定期的にルールの遵守などの説明の機会を設けるとともに、一定の取引を行う業者との間で、取引帳簿の開示、監査・調査協力、学内規則の遵守・通報、処分措置(取引停止・業者名の公表等)、損害賠償等の事項を盛り込んだ誓約書の提出を義務付け**

II. 予算執行・発注業務の支援体制の充実

- 情報の迅速な把握のための財務会計システム等の**インフラの整備**
- 情報の効果的な活用により、事務部門における**定期的な予算執行・取引状況の検証(是正指導)及び事務部門の牽制が実質的に機能する仕組みの導入(事務局による業者選定)と事務的支援等の充実(研究支援者の配置など)**

III. 検収業務の工夫

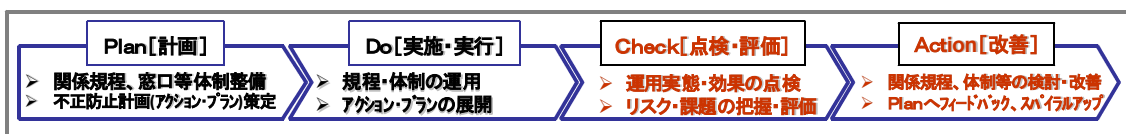
- 機関の人的資源を効果的に活用し、所属セクションを問わず、事務職員や研究者等を検収担当者として兼務・任命するなど、**発注した当事者以外が実質的にチェックする仕組みの工夫**
- 上記の日常的な工夫とともに、検収の例外規定を設ける場合にあっては、**発注業務との組み合わせや納品の抽出による事実確認・業者の原伝票との照合等の事後的な定期的検証との組み合わせなどの補完的な代替措置の導入による実質的なチェックを行うための工夫**

IV. モニタリング・内部監査の充実・強化

- 支出、研究支援、内部監査の各担当部署(機関の特性に応じ、会計・法務等の専門的知識を有する者や研究活動の実情に精通した者の協力、監事及び会計監査人との連携)によるそれぞれの視点からの**多角的かつ定期的なモニタリングの実施による組織的牽制機能の充実・強化**
- 監査計画は、競争的資金が集中しているケースのみならず、例えば、取引業者・物品・予算執行時期の偏り、人件費・旅費が占める割合が高いケースなど、**リスク要因との関連から実効性のある監査計画を策定**
- 内部監査では、ルールに照らして書類の形式的要件の具備を確認することはもとより、抽出によるヒアリングや人件費、旅費、物品等の実態確認、業者の原伝票との照合など、**実効性のある監査手法も取り入れつつ、定期的・効率的かつ適正に実施**

V. PDCAサイクルの徹底と積極的な情報発信

- ガイドライン制定から4年余りが経過し、各機関において、関係規程、窓口等の体制整備が着実に進展していることを踏まえ、今後は、以下の観点から**PDCAサイクルを徹底し、Check(点検・評価)・Act(改善)を重点的に行い、実効性ある取組へ発展**



- 機関内の責任体制や運営・管理の仕組み、コンプライアンスへの取り組み等の**積極的な情報発信を推進**